

パターン1 (本申請)	時期	R6年度			R7年度												R8年度														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	対象婚姻期間				R7年1月1日～R8年3月31日																										
	対象費用期間				R7年4月1日～R8年3月31日												注意：対象費用期間のうち、婚姻日以降に発生した 費用が対象です（他パターンも同様）。 （婚姻日より前の支出分は対象外）														
	事前相談				11/28(金)まで（必須）																										
	申請				上限額に達した時点で【本申請】（申請期限は2/27(金)まで） ※3月分は仮で申請してください																										

パターン2 (本申請×2回) ※継続申請	時期	R6年度			R7年度												R8年度														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
	対象婚姻期間				R7年1月1日～R8年3月31日																										
	対象費用期間													R7年4月1日～R8年3月31日 (R7年度申請分)			R8年4月1日～R9年3月31日 (R8年度申請分)														
	事前相談													11/28(金)まで (必須)							※R8年度申請では提出書類の省略ができます (所得の再算定はありません)。										
	申請①													【申請①】2/27 (金) までに【本申請】 ※3月分は仮で申請してください																	
	申請②																【申請②】上限額に達した時点で【本申請】 (申請期限は2月末(予定)まで) ※3月分は仮で申請してください														

パターン3 (資格認定申請)	時期	R6年度			R7年度												R8年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	対象婚姻期間				R7年1月1日～R7年12月31日																							
	対象費用期間																R8年4月1日～R9年3月31日（R8年度申請分）											
	事前相談																※R8年度申請では提出書類の省略ができます (所得の再算定はありません)。											
	申請①																【申請②】上限額に達した時点で【本申請】(申請期限は2月末(予定)まで) ※3月分は仮で申請してください											
	申請②	R7年1月1日～R7年12月31日までに婚姻した者で、住宅建築・リフォーム中による支払い前、家賃支払い前などによりR8年3月31日までに費用が発生せず、R8年4月1日～R9年3月31日までに費用が発生する場合は、R7年度にあらかじめ【資格認定申請】が必要です。																										

パターン4 (次年度申請)	時期	R6年度			R7年度												R8年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	対象婚姻期間																R8年1月1日～R9年3月31日											
	対象費用期間																R8年4月1日～R9年3月31日（R8年度申請分）											
	事前相談																R8年11月末(仮)まで（必須）											
	申請																上限額に達した時点で【本申請】（申請期限は2月末まで(予定)） ※3月分は仮で申請してください											

【R7年度申請の婚姻日の対象期間】：R7年1月1日～R8年3月31日 【R8年度申請の婚姻日の対象期間】：R8年1月1日～R9年3月31日

これにより、R8年1月～3月に婚姻する方は、R7年度申請（パターン1または2）、R8年度申請（パターン4）のいずれかを選択することができます。

所得要件や費用発生時期など、ご自身の条件に合う申請年度を選択してください。